

クリアを通じた投票率に係る諸外国調査について

2 調査内容

NO.	件名	頁
1	投票率に関する事項	
	(1) 国政選挙の年代別投票率	2
	(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移	3
2	有権者としての意識醸成に関する事項	
	(1) 主権者教育の取組について	4
	(2) 選挙啓発の取組について	6
3	広域自治体の議会制度等に関する事項	
	(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について	7
	(2) 地方議会の組織図について	7
	(3) 広域自治体議会の権限について	9
	(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて	9
	(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて	10
	(6) 議会活動に関する広報について	10
	(7) 議員に対する給付について	10
	(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について	11
4	選挙制度について	
	(1) 選挙権と被選挙権	12
	(2) 有権者登録について	
	(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について	13
	(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について	13
	(5) 供託金について	14
	(6) 選挙管理委員会の独立性について	15
5	立候補者に対する関心の向上に関する事項	
	(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備	16
	(2) 立候補者の政策等を知る方法について	19
6	投票環境について	
	(1) 投票所の設置数と主な設置場所について	20
	(2) 投票所の設置要件について	20
	(3) 期日前投票について	20
	(4) 二重投票対策・本人確認の方法について	20
	(5) 郵便投票について	21
	(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について	21
	(7) 投票者に対するインセンティブの付与について	21
	(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について	21
7	インターネット投票について	
	(1) インターネット投票の導入状況について	22
	(2) インターネット投票を導入している場合	22
	(3) インターネット投票を導入していない場合	22
8	義務投票制について	
	(1) 義務投票制の採用の有無について	23
	(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について	23
	(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について	23

1. 投票率に関する事項

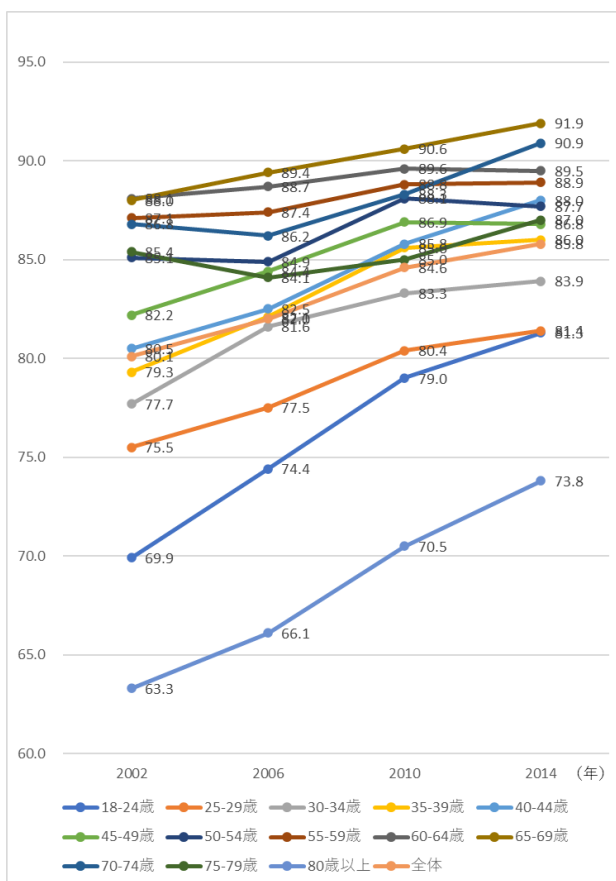
(1) 国政選挙の年代別投票率

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

Riksdag 選挙における年代別投票率の推移

(Riksdag：スウェーデンの立法府（一院制議会）)

	2002	2006	2010	2014
Total				
18-24 years	69.9	74.4	79.0	81.3
25-29 years	75.5	77.5	80.4	81.4
30-34 years	77.7	81.6	83.3	83.9
35-39 years	79.3	82.1	85.6	86.0
40-44 years	80.5	82.5	85.8	88.0
45-49 years	82.2	84.4	86.9	86.8
50-54 years	85.1	84.9	88.1	87.7
55-59 years	87.1	87.4	88.8	88.9
60-64 years	88.1	88.7	89.6	89.5
65-69 years	88.0	89.4	90.6	91.9
70-74 years	86.8	86.2	88.3	90.9
75-79 years	85.4	84.1	85.0	87.0
80+ years	63.3	66.1	70.5	73.8
Total 18+ years	80.1	82.0	84.6	85.8



(出典元) Statistics Sweden

以下サイトから年代別の投票率を検索し、データを表形式で表示。グラフはデータを元に弊事務所で作成。

https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START_ME_ME0105_ME0105C/ME0105T01/

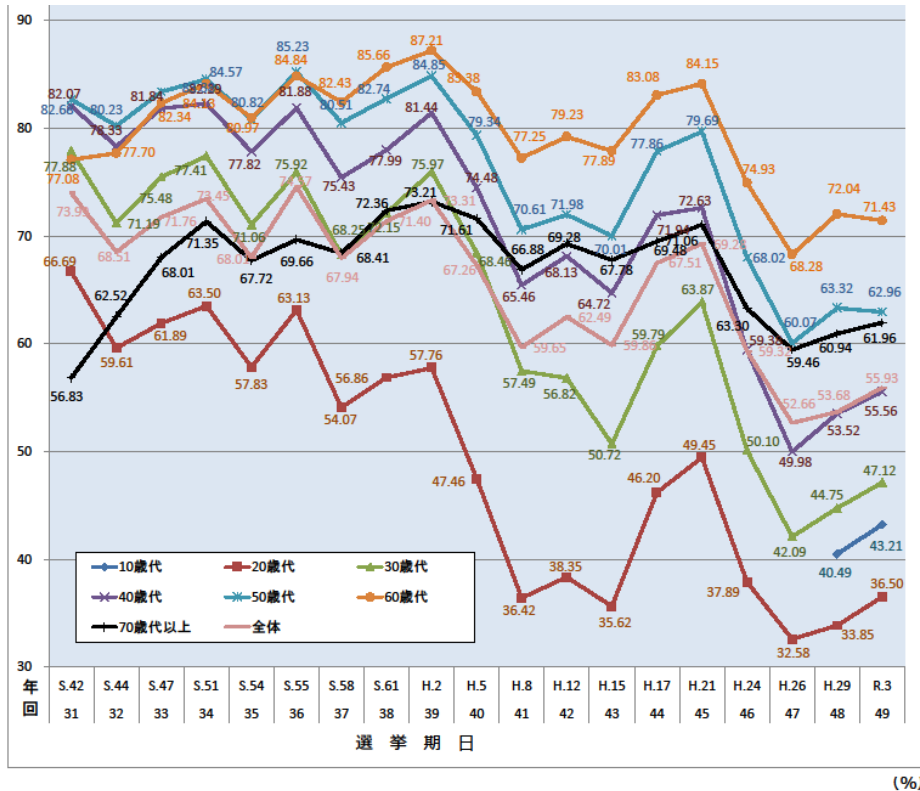
○Riksdag 選挙（全年代での投票率）

1973	1976	1979	1982	1985	1988	1991	1994	1998	2002	2006	2010	2014	2018	2022
90.8	91.8	90.7	91.4	89.9	86.0	86.7	86.8	81.4	80.1	82.0	84.6	85.8	87.2	84.2

Statistics Sweden

https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START_ME_ME0104_ME0104D/ME0104T4/

(日本の例) 衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



年 回	S.42 31	S.44 32	S.47 33	S.51 34	S.54 35	S.55 36	S.58 37	S.61 38	H.2 39	H.5 40	H.8 41	H.12 42	H.15 43	H.17 44	H.21 45	H.24 46	H.26 47	H.29 48	R.3 49
10歳代																		40.49	43.21
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	32.58	36.50
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.12
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.96
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。
 ※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。
 ※③ 第48回の第10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移

日本の例を参考に、類似の全国調査結果を御恵与下さい。

全国調査結果が無い場合は、調査結果がある広域自治体議会・基礎自治体議会のうち、直近の投票率が最も高かった自治体と最も低かった自治体について御回答下さい。

年代別の投票率についてはデータが見当たらなかった。1973年以降における全世代の投票率は以下のとおり。

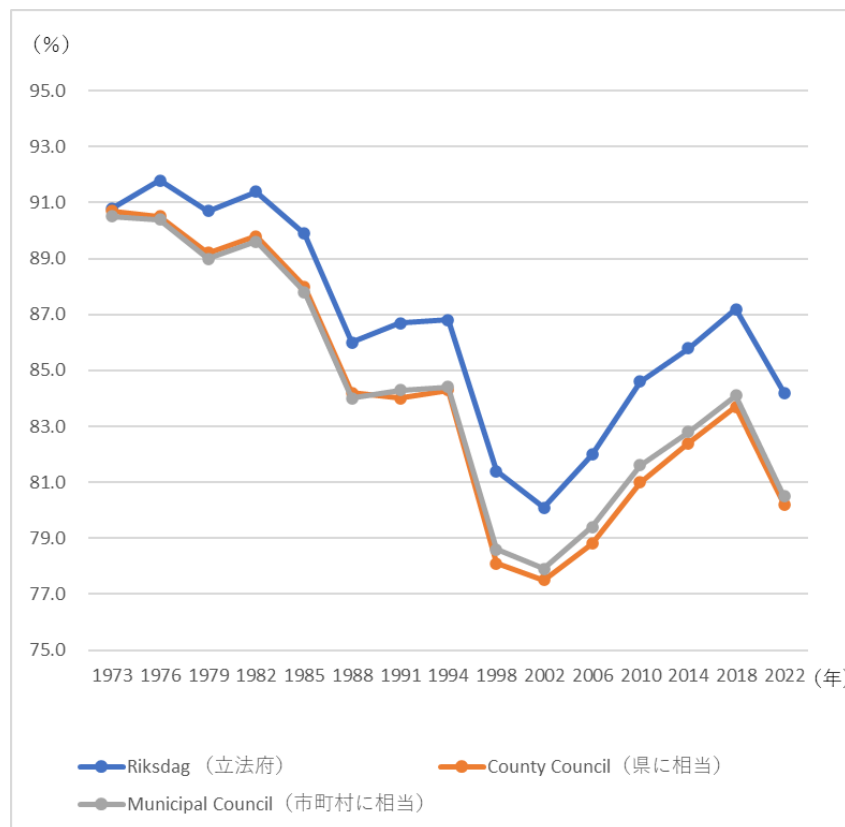
County Council 選挙、Municipal Council 選挙における投票率の推移

○County Council（ランスティング、現在はレギオン）選挙

1973	1976	1979	1982	1985	1988	1991	1994	1998	2002	2006	2010	2014	2018	2022
90.7	90.5	89.2	89.8	88.0	84.2	84.0	84.3	78.1	77.5	78.8	81.0	82.4	83.7	80.2

○Municipal Council（コミュニン）選挙

Voting rates in Municipal Council elections, percent														
1973	1976	1979	1982	1985	1988	1991	1994	1998	2002	2006	2010	2014	2018	2022
90.5	90.4	89.0	89.6	87.8	84.0	84.3	84.4	78.6	77.9	79.4	81.6	82.8	84.1	80.5



上図の青線が Riksdag（国政）選挙、赤が County Council（ランスティング、現在はレギオン）選挙、灰色が Municipal Council（コミュニン）選挙である。

Riksdag 選挙で過去最高の投票率を記録したのは 1976 年で、投票資格者の 91.8% が参加した。1982 年の選挙でも投票率は 91% を超えた。その後、1980 年代から 1990 年代にかけて投票率は徐々に低下し、2002 年には最低の 80.1% となった。

County Council 選挙の場合、1973 年の投票率が 90.7%、1976 年が 90.5%と 70 年代が最高の投票率となっている一方、2002 年には最低の 77.5%を記録した。

Municipal Council 選挙の場合も同様、1973 年の投票率が 90.5%、1976 年が 90.4%と 70 年代が最高の投票率となっている一方、2002 年には最低の 77.9%を記録した。

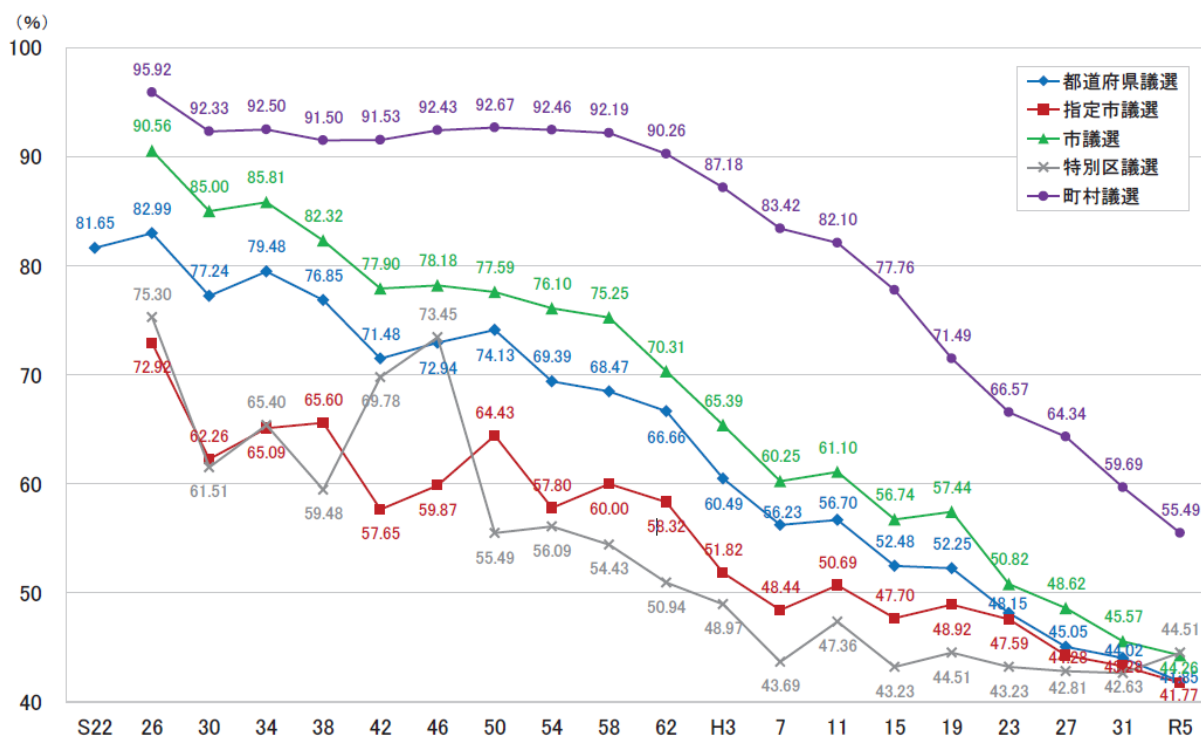
2022 年には、選挙権を有する者の 84.2%が Riksdag 選挙に、80.2%が County Council 選挙に、そして 80.5%が Municipal Council 選挙に参加した。

(出典元) Statistics Sweden

以下サイトから投票率を検索し、データを元に弊事務所でグラフを作成。

https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START_ME_ME0104_ME0104D/ME0104T4/

(日本の例) 統一地方選挙における投票率の推移



(出典：総務省)

2. 有識者としての意識醸成に関する事項

(1) 主権者教育の取組について

①具体的な取組内容について

日本の例を参考に、学校における主権者教育（政治や選挙、政策等を学習する機会）の取組状況に関する教育段階ごと（初等教育・中等教育・高等教育）の調査結果がある場合は御恵与下さい。

調査結果が無い場合は、多くの学校現場で行われている（と思われる）主権者教育の主な内容について教育段階ごとに具体的に御回答下さい。

初等教育	<p>小学校での授業内容</p> <p>スウェーデンでは、学校庁が発行するナショナル・カリキュラムに沿って、小学校段階において以下のとおり授業が行われている。</p> <p>社会科の授業では、生徒が次のようなことを学び、身につけるための機会を提供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・民主主義の価値と意思決定プロセス、人権に関する知識・社会の社会的、経済的、政治的、法律的、メディア的条件と構造に関する知識・社会問題をさまざまな角度から分析し、様々な資料の中でどのように表現されているかを批判的に検討する能力・民主主義とは何か、民主的な決定はどのようになされるのか・総選挙での投票や、学校での生徒会活動、ソーシャルメディアでの意見発信などを通じて、個人やグループがどのように意思決定に影響を与えることができるか。・議会と政府、それぞれの役割・スウェーデンの政治選挙と政党、現在の政治問題における意見の相違 <p>学校庁 ナショナル・カリキュラム Kursplan - Samhällskunskap (Grundskolan) - Skolverket</p> <p>「主権者教育」という単語がスウェーデン語にはない。スウェーデンでは、「民主主義教育」の中に、選挙や政党についての学習が含まれるが、民主主義教育は、国政や地方選挙についての教育だけでなく、日常の学校の生活の中で、生徒としてどのように学校が決定することに参画し、影響を与えることができるかということを知り、体験することが重要視されている。よって、教師がそのような機会を学校生活の中で得られるようにすることが求められる。学校</p>
------	--

のクラスから、クラスを代表する生徒が選ばれ、生徒会が形成されて、校長や教師と定期的な会議をし、何か問題があれば、一緒に議論をして解決策を見つけないという民主的な決定方法を身につけることが初等教育から重要視されている。クラスの中で、他の生徒の違った意見を聞き、それを尊重しながら、自分の意見も持ち、議論をして、結論を出す訓練が民主主義教育で、選挙に投票することが民主主義を支える上で重要であることを理解するようになることを目指しているといえる。

一般的に、教師は教科書に加え、新聞、テレビの子どもニュース番組などから選挙に関する情報を入手し、活用している。

選挙小屋での調査を目的とした宿題の提示

投票日の数週間前から各地の大通りや広場に各政党が選挙小屋を並べ、選挙公約を載せたチラシを配ったり、時にはコーヒーをふるまいながら行き交う人々に投票を呼びかけたりしている。その間を、ノートを携えた子どもたち（大抵は基礎学校中学年（日本の小学校5～6年生くらい））が歩き回り、学校の課題として各党の立場や主張を調べるために党员の話を聴取する。

学校選挙の実施

模擬選挙の一種で、実際の選挙に合わせて実施され、その候補者や政党を選ぶ形で行われる。参加は基本的に学校単位であり、申請した学校の生徒が投票する。投票用紙や投票箱、記入台などはすべて実物通りのものが用いられ、生徒たちからなる実行委員会が投票所の運営や開票作業にあたる。こうした模擬投票は、かつては学校ごとに行われていた。しかし、1990年代後半からは選挙管理委員会や学校庁が協賛し、生徒会・児童会の連絡組織が関わって行われるようになってきた。そして現在では、中央官庁である青少年・市民社会庁が所管し、高校についてはその半数以上が参加するほどの大規模プロジェクトとなっている。結果は新聞やテレビ等で報じられ、実際の選挙結果との違いが指摘される。

スウェーデンの主権者教育と政治参加

<https://synodos.jp/opinion/international/22601/>

レポート「主権者教育を考えよう！～スウェーデンの小学校に学ぶ」

<https://koguchiyoko.net/report/20220731report/>

	<p>市議会議員がスウェーデンの主権者教育を学ぶ https://hayashimaiko.seikatsusha.me/blog/2021/10/21/1644/</p>
<p>中等 教育</p>	<p>中学校での授業内容 スウェーデンでは、学校庁が発行するナショナル・カリキュラムに沿って、中学校段階において以下のとおり授業が行われている。</p> <p>社会科の授業では、生徒が次のようなことを学び、身につけるための機会を提供しなければならない。</p> <p>意思決定と政治思想：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主主義と独裁、君主制と共和制、議会制と大統領制という用語の意味。これらの異なる政治形態がどのように機能するか ・スウェーデンの政治イデオロギーと政党間の区別 ・欧州連合（EU）、EU 議会、政府、議会、地域、自治体を含むスウェーデンの政治システム、スウェーデンの憲法 ・様々な決定がなされる場所と、その決定が個人、グループ、社会全体にどのような影響を与えるか。個人や団体が民主主義のプロセスに影響を与える機会 ・国連の目的、主な任務と活動、北欧諸国間の協力の背景と内容 <p>学校庁 ナショナル・カリキュラム Kursplan - Samhällskunskap (Grundskolan) - Skolverket</p> <p>教師は、教科書その他、新聞、テレビ等からのニュースを活用する。中学3年生になると、ストックホルムに住んでいる生徒は国会議事堂の見学などをする。また、4年に1度の総選挙の際に、模擬選挙を中学校と高校で行うことによる選挙の実践体験が最も良い学習の機会となっている。</p> <p>選挙小屋での調査を目的とした宿題の提示 投票日の数週間前から各地の大通りや広場に各政党が選挙小屋を並べ、選挙公約を載せたチラシを配ったり、時にはコーヒーをふるまいながら行き交う人々に投票を呼びかけたりしている。その間を、ノートを携えた子どもたち（大抵は基礎学校中学年（日本の小学校5～6年生くらい））が歩き回り、学校の課題として各党の立場や主張を調べるために党员の話を聴取する。</p>

	<p>学校選挙の実施</p> <p>模擬選挙の一種で、実際の選挙に合わせて実施され、その候補者や政党を選ぶ形で行われる。参加は基本的に学校単位であり、申請した学校の生徒が投票する。投票用紙や投票箱、記入台などはすべて実物通りのものが用いられ、生徒たちからなる実行委員会が投票所の運営や開票作業にあたる。こうした模擬投票は、かつては学校ごとに行われていた。しかし、1990年代後半からは選挙管理委員会や学校庁が協賛し、生徒会・児童会の連絡組織が関わって行われるようになってきた。そして現在では、中央官庁である青少年・市民社会庁が所管し、高校についてはその半数以上が参加するほどの大規模プロジェクトとなっている。結果は新聞やテレビ等で報じられ、実際の選挙結果との違いが指摘される。</p> <p>スウェーデンの主権者教育と政治参加 https://synodos.jp/opinion/international/22601/</p> <p>レポート「主権者教育を考えよう！～スウェーデンの小学校に学ぶ」 https://koguchiyoko.net/report/20220731report/</p> <p>市議会議員がスウェーデンの主権者教育を学ぶ https://hayashimaiko.seikatsusha.me/blog/2021/10/21/1644/</p>
<p>高等教育</p>	<p>高校の授業内容</p> <p>スウェーデン全国に、18の高等学校課程（6つの高等教育課程、12の職業教育課程）がある。</p> <p>社会科学では、次のことを学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人と社会がどのように相互作用し、歴史を通じて人々の生活環境がどのように変化してきたか ・個人、集団、社会の一員としての人間とはどのようなものか ・スウェーデンと諸外国の社会の構造、活動、機能 ・民主主義、コミュニケーション、倫理、ジェンダー、環境、権力の問題について、経済的、社会的、政治的観点から考察する <p>この課程では、科学的なアプローチを開発し、声明されたことが事実に基づいているかどうかを判断し、様々な種類の情報源の価値を見分けることを学ぶ。また、協調性、創造性、自主性、責任感、機会認識、率先力、実践力を養</p>

う。

学校庁

<https://utbildningsguiden.skolverket.se/gymnasieskolan/gymnasieskolans-program/samhallsvetenskapsprogrammet>

模擬選挙を通した民主主義教育

高校生にとって、4年に1度の模擬選挙で、実際に自分の自治体の政治家や国政の政治家に出会い、質問や議論もできる場が学校であるいは街角の選挙小屋で体験できることは民主主義教育において重要なことと考えられている。政治が、自分の身に近いところにあることを感じる教育が必要で、政治家もそれを意識している。主権者と政治家の距離をできるだけ縮めることが民主主義社会に必要なだと認識されている。

各党の代表を招いた討論会を実施

討論会では、政党間で見解が分かれる問題も扱われ、近年でいえば移民・難民政策や環境政策などをめぐって議論が過熱することもある。しかし、それらを含めて生徒たちが実情を知ることが重要だとみなされている。

学校選挙の実施

【上述（初等教育・中等教育）および模擬選挙を通した民主主義教育を参照】

スウェーデンの主権者教育と政治参加

<https://synodos.jp/opinion/international/22601/>

レポート「主権者教育を考えよう！～スウェーデンの小学校に学ぶ」

<https://koguchiyoko.net/report/20220731report/>

市議会議員がスウェーデンの主権者教育を学ぶ

<https://hayashimaiko.seikatsusha.me/blog/2021/10/21/1644/>

スウェーデンの模擬選挙について

<https://eduwell.jp/article/sweden-youth-vote-turnout-high-school-mock-election-part1/>

学生の知識量に合わせた授業内容

スウェーデンの学校では学校庁が定めたナショナル・カリキュラムに沿っ

て、授業を行うが、その内容、教育方法等に関して教師の授業内容の自由度が日本に比べて高いと言える。

教師が授業を計画し実施する場合、出発点は目的とどのような内容をメインに取り扱うべきか考えることである。これは、生徒が何を学び、どのような能力や態度を身につけさせるべきかを示すものといえる。生徒グループの知識量やその他専門的な知識に基づいて、メインとなる内容をどのように扱うのが最良か決定するのは教師である。

学校庁

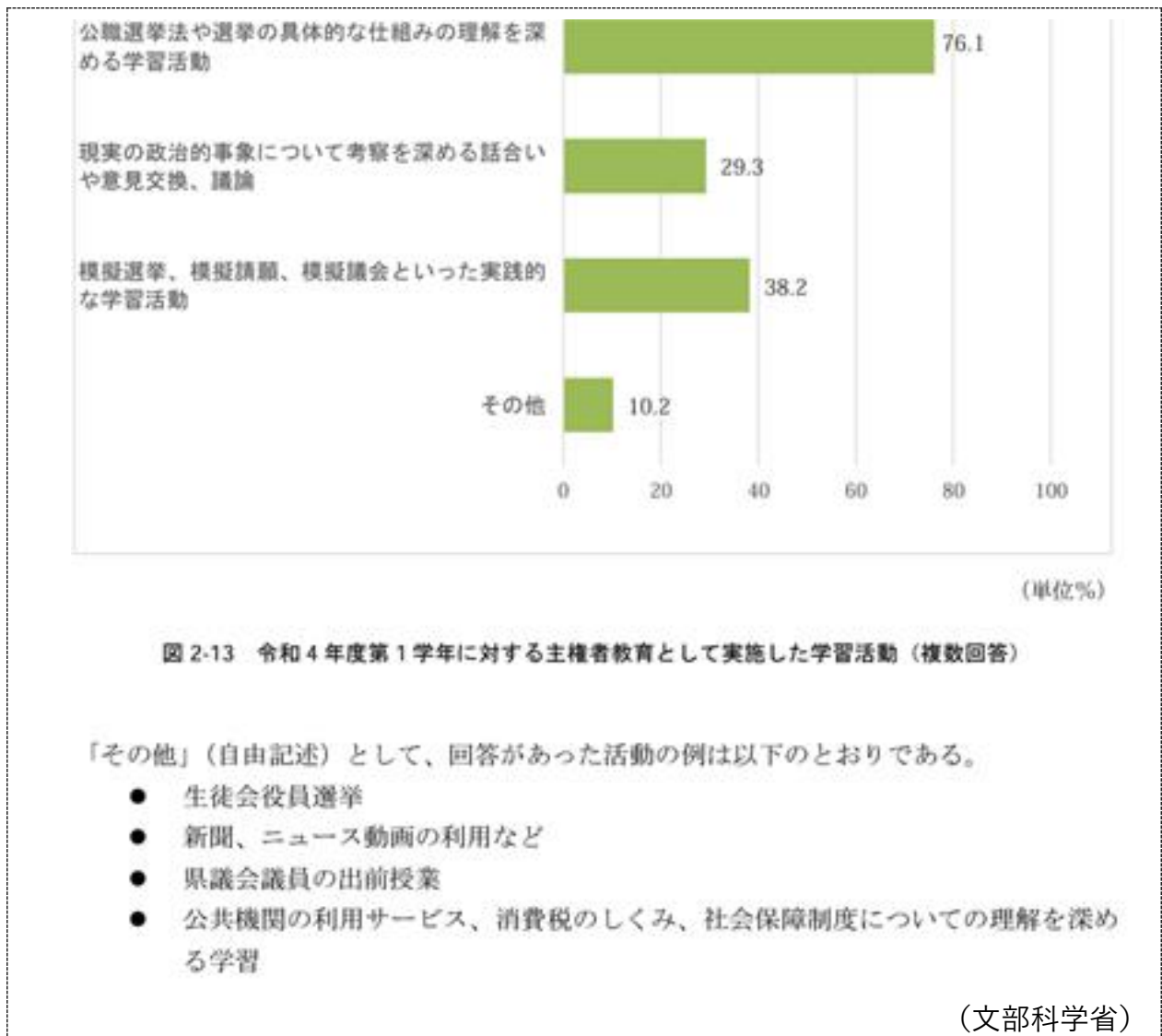
<https://www.skolverket.se/om-oss/var-verksamhet/det-har-gor-skolverket>

<https://www.skolverket.se/regelverk>

高等学校での仕事の枠組みとなる管理文書

<https://www.skolverket.se/undervisning/gymnasieskolan/laroplan-program-och-amnen-i-gymnasieskolan/styrdokumenten-satter-ramarna-for-ditt-arbete-i-gymnasieskolan>

(日本の例) 令和4年度における高等学校第1学年に対する主権者教育の取組状況



②政治・選挙等に関する授業内容について

主権者教育の授業がどのように行われているのか（特に、現実の選挙や政党、政策等を取り扱って、政策議論等を行っているのかなど）御回答下さい。

現実の選挙や政党、政策等を取り扱っている場合は、どのような工夫により政治的中立性が確保されているのかも含め、御回答下さい。

主権者教育について

スウェーデンの小学校の授業では、どの政党がどんな主張をそもそもしているか、保守とリベラルでマッピングして可視化するなどといった教育を行っている。

異見・先見 日本の教育 主権者教育で、社会を変える人材を作る

<https://shop.gyosei.jp/library/archives/cat01/0000017407>

基礎学校高学年や高校生向けの社会科教科書は、家庭や職場の諸問題から差別やいじめ、薬物乱用や犯罪まで、子どもや若者が現在あるいは将来関わりうる具体的な事

象を挙げながら、関連する思想や制度を学ばせる内容になっている。社会科の授業は、入学試験の科目ではないことや、教員の裁量が広く認められていることもあって、実生活で経験しうる状況にどう対処すべきか、という観点から進められていく。

スウェーデンの主権者教育と政治参加

<https://synodos.jp/opinion/international/22601/>

マスコミや政治家は、中立と言いながらも自分たちが伝えたいように情報をねじ曲げることがある。そこで、生徒たちに多面的・多角的な視点を養うことを目的とし、「クリティカル・シンキング（批評的・批判的な考察）」の学習を行っている。学校は、教育の場なので、生徒たちに批判的な視点を身に着ける訓練をするために、批判的に資料を読み解いたり、ディベートを通じて自分の意見とは異なる視点に立ち発言させたりしている。

川崎市 欧州視察報告書

<https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000022/22637/H28-2-12report08.pdf>

スウェーデンの主権者教育

<https://note.com/takamatsunana/n/n4697a7c90132>

○模擬選挙

国政と地方選挙は、4年に1度、同時に行われている。学校の授業では、現実の選挙や政党、政策が議論されています。特に、総選挙が近くなると活発に学校の授業で議論が行われている。スウェーデンの民主主義教育は、通常、教師による授業やクラスの議論などの形で行われているが、主権者教育として最も大きな教育効果を出しているのが、中学校と高校の生徒を対象に行われる模擬選挙だと言える。なお、模擬選挙は Myndigheten för ungdoms-och civilsamhälletsfrågor /Swedish Agency for Youth and Civil Society スウェーデン若者・市民社会庁(MUCF)が主催している。

スウェーデン若者・市民社会庁(MUCF)

<https://www.mucf.se/om-skolval>

政治的中立性の確保について

「学校は価値中立ではない」、すなわち、学校内で広まる価値観について、学校では常に民主主義的な価値観の側に立つ。生徒は、さまざまな人々の権利に対して、時に

は民主主義的でない意見や考えを持つかもしれないが、学校は核となる民主主義の価値においては中立的な立場ではなく、民主主義の価値に立脚し、民主主義の価値を伝えることを務めとしている。例えば、独裁や差別的な価値観も一つの価値観だとした上で、常に民主主義の側に立つ。

スウェーデンの学校における主権者教育の方法と考え方

<https://senobi.hateblo.jp/entry/2021/01/03/234636>

③外部団体（地方議会や政党など）の関与について

学校で実施される主権者教育の取組（模擬投票なども含む）に外部団体が関与することがある場合は、どのような団体（特に地方議会や政党など）がどのように関与しているか御回答下さい。

団体	関与の内容
全政党 市長・市議会議員等	<p>スウェーデンの学校で実施される模擬選挙において、地方議会や政党も関与する。例えば、高校での模擬投票の前週に、国政と地方選挙に代表される全ての政党（国政の8党、その他それぞれの自治体にのみある党）が体育館にそれぞれブースを持ち、そこに党員が立って、生徒からの様々な質問に答えるようになっている。また、その体育館で各党が順番に登壇して、党の政策をアピールすることもできる。市長や市議会議員も高校のブースを訪れ、生徒たちからの質問を受けて対話をしている。スウェーデンには、各党にユース党（13～35歳までの若者のみで結成される党）があり、そのユース党の党員も積極的に生徒たちに党の政策の説明をする。このように、生徒は、実際に政治家に出会い、そこで得た情報から自ら判断をして国政、ランスティング（現在のレギオン）、コミュニティの3つの選挙にそれぞれ大人と同じように投票をする。</p> <p>学校は、中立性を守るため、一部の政党だけでなく、全ての政党を招いて、平等に生徒から質問が受けられるようにブースの場を提供している。</p> <p>MUCFは、生徒が民主主義を学ぶためには、政党が学校を訪れて、生徒とディスカッションする機会を持つことが重要</p>

	<p>だと考えている。</p> <p>学校で以上のようなチャンスがない場合は、街中に（例えば中央駅前）、選挙前に必ず設けられる各党の選挙小屋に行き、そこで各党の政策、施策、考え方などを質問することができる。首都や、党の戦略的な拠点にある選挙小屋には、多くの党首が演説に来る機会があるので、情報を得るチャンスは十分にあると言える。テレビでは、主なテレビ局で党首の討論会があり、新聞・ラジオでも各党の政策の違いを分析して主権者への情報を提供している。マスメディアも主権者教育に大きな役割を果たしている。</p> <p>このように、選挙前には、一般国民は、現役の地方の政治家、国政の政治家と直接ディスカッションできたり、政党の政策の違いを知る機会が多々ある。よって、できるだけ、自ら情報を得て、自分の考えを持ち、投票ができるようにすることが、自分に与えられた義務であり、投票することは自分が社会に影響力を与える機会である。それと同時に、権利であると考えている。</p>
--	---

④学校で実施される主権者教育の取組に対する支援について

学校で実施される主権者教育の取組に人的支援・技術的（ノウハウ）支援・財政支援が行政から行われている場合は、支援の内容を御回答下さい。

主権者教育の最も大きな取組の学校模擬選挙は、スウェーデンの若者・市民社会長（MUCF）が人的、技術的（ノウハウ）支援を学校に提供をしている。

スウェーデンの若者・市民社会庁（MUCF）

<https://www.mucf.se/>

MUCF は学校模擬選挙の登録を行った学校に、投票用紙、投票箱、学校選挙の前後・期間中の情報を含む選挙パッケージを提供している。登録校は、投票の結果を MUCF に報告するのみ。よって、財政的な負担は学校にはない。各政党のブースで配布するパンフレットも、それぞれの政党がそのコストを持つ。学校は、できるだけ多くの生徒たちが投票するよう啓発をしている。例えば、生徒で選挙推進グループが形成されて、生徒が投票を呼びかけるポスターを作ることを支援したり、ユース党に入ってい

る生徒が授業を休んで選挙啓発活動をすることを許可している。

今年6月9日に、EU選挙が実施される予定。それに合わせて、EU学校選挙も行われる。MUCFは、学校に対して情報や資料の提供だけでなく、イベントも開催し、支援している。

選挙までのスケジュール（日程およびイベントなど）：

1月15日～3月21日：登録受付開始

3月15日：EU政治家とのパネルディスカッション

3月19日～20日：北欧学校指導者会議（会場 G02:01）にてEU学校選挙チームを紹介する

3月21日：ユース・トーク：EU学校選挙とEU選挙

3月26日：MUCF today：民主主義は当然ではなく守らなければならない

4月15日～5月31日：各学校にて模擬選挙を実施

5月7日：選挙キックオフ

6月10日：選挙結果発表

（2）選挙啓発の取組について

・主な取組内容について

有権者や若者の政治に対する関心と意義を深めていく観点から取り組まれている選挙啓発活動について、どのようなものがあるか自治体の取組と民間団体等の取組で分けて御回答下さい。

自治体の取組

政府や自治体を実施する選挙啓発活動はほとんどない。スウェーデンでは1990年代に投票率が低下した際に、民主主義調査委員会を中心に大規模な調査等を実施したが、2002年の総選挙の投票率は向上しなかったという。しかし2006年の選挙では、政府が特別な政策を打たなかったが投票率は向上した。同委員会の委員は、「Aの政策を実行した結果、投票率が向上したという一般論を導くことには、懐疑的である。投票率は政治情勢により大きく影響を受けるため、一時的な啓発キャンペーンにはあまり力をいれない」と述べている。

主権者教育だけではないスウェーデンの若者の投票率が異常に高い理由
<https://www.google.co.uk/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwjPhbnZ3K2EAXVqR0EAHa1tCB4QFnoECCQQAQ&url=https%3A%2F%2Fresearchmap.jp%2Ftatsuhei->

	morozumi%2Fmisc%2F23514388%2Fattachment_file.pdf&usg=AOvVaw30pvea4XG0fINmk42kux5V&opi=89978449
民間団体等の取組	<p>1 Sveriges Kommuner och Regioner スウェーデンのランスティング（現在はレギオン）とコミューンの連合</p> <p>SKR は、選挙情報官を選挙前に採用する。選挙情報官は、選挙プロセスに関して政治的に中立的な情報を提供するために採用され、訓練を受けた地元根ざした個人である。幅広い市民とのコミュニケーションを図るため、経歴、年齢、性別など、できる限り多様で、国籍の違った移民の人材も含めて採用します。移民の多い Botkyrka、Bengtstors、Södertälje、Malmö など、いくつかのコミューンでは、これら選挙情報官と協力して啓発活動をしています。</p> <p>https://skr.se/skr/demokratiledningstyrning/valmaktfordelning/valdeltagande/insatserforattokavaldeltagandet.16171.html</p> <p>2 Studieförbundet Vuxenskolan 生涯学習に取り組む民間団体</p> <p>上記団体が提供している "My Choice "プログラムは、民主主義と選挙に関する簡単で分かりやすい情報を必要とする人々を対象に活動をしている。その出発点は、身体障がいや精神的障がいに関係なく、全ての人が平等な条件で人権を享受できるように活動をしている。このプログラムは、100 以上の自治体と協力して企画され、選挙直前の選挙討論会で締めくくられる。参加者の疑問や懸念は、政治家や政党からの直接の回答や、上記団体が理解しやすいようにまとめた情報によって、解決されるようになっている。</p>

3. 広域自治体の議会制度等に関する事項

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 広域自治体の人口、2023 年度の予算額、議員数、議員任期について

自治体名	人口 (2022 年)	2023 年度予算額	議員数	議員任期
Stockholm	244 万 27 人	9,037.1 百万クローナ	不明	4 年
Östergötland	47 万 1,912 人	912 百万クローナ	不明	4 年
Gotland	6 万 1,173 人	不明	不明	4 年

※平均人口：以下グラフの人口合計÷21 レギオン＝50 万 1,026 人

(人口) Stasia

<https://www.statista.com/statistics/526655/sweden-population-by-county/>

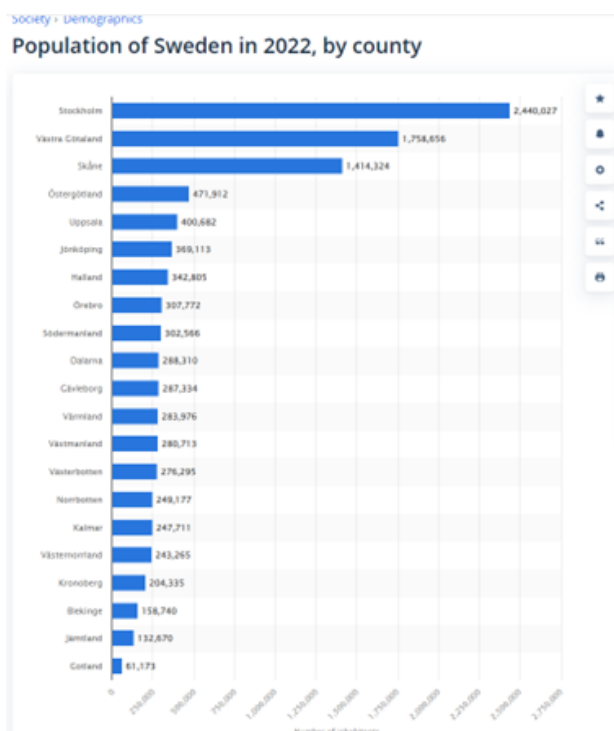
(予算額)

Stockholm p.53

<https://start.stockholm/globalassets/start/om-stockholms-stad/sa-anvands-dina-skattepengar/stadens-budget-ar-fran-ar/stockholms-stads-budget-2023.pdf>

Östergötland p.27

<https://moderaterna.se/app/uploads/sites/22/2022/11/trearsbudget-2023-2025-med-fokusomraden-2023strategiprogram-2022-2026.pdf>

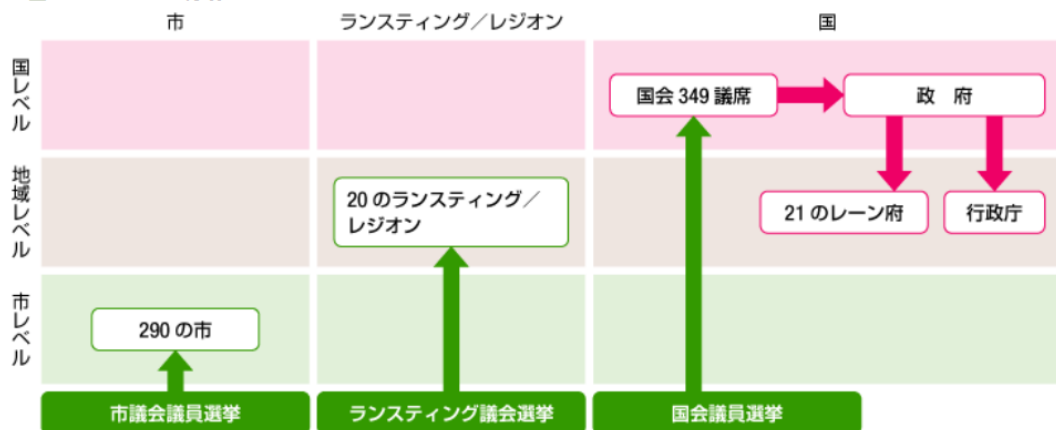


(2) 地方議会の組織図について

回答例を参考に御回答下さい（ドイツ、スウェーデンについては回答例に記載の内容に変更点等が無い場合は回答不要）。

2009年時点で、スコーネ、ヴェストラ・ヨータランド、ハラント、ゴットランドの4つがランスタングに代替する広域自治体であるレジオンとなった。レジオン（下記図ではレジオン）では、通常のランスタングが行う保健医療サービスに加え、地域開発に関する責任を負う（地域開発政策の立案、地域交通インフラ投資の決定、開発イニシアチブに対する資金配分等）。

▼図 スウェーデンの行政システム



資料:Ministry o Swedish Association of Local Authorities and Regions

スウェーデンの大胆な改革と試行錯誤

https://www.hkk.or.jp/kouhou/file/no616_outside-report.pdf

スウェーデンの国土政策の概要

<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/sweden/index.html>

日本と正反対の問題に悩むスウェーデン

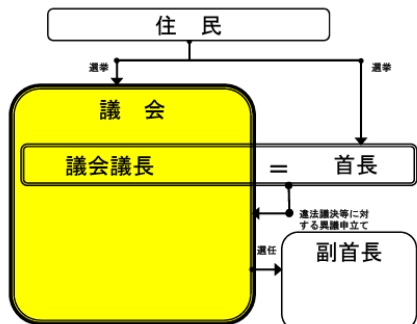
<https://jypress.ismedia.jp/articles/-/38886>

議会の組織（ドイツ）

（バーデン・ヴュルテンベルク州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



（南ドイツ評議会制モデル）

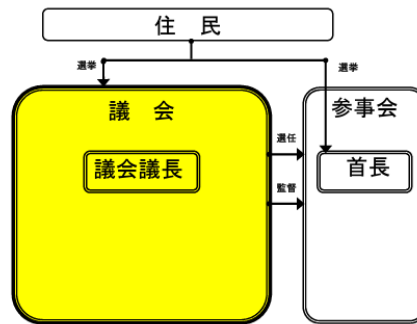
※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州（以下「BW州」）を例に使用。

※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

（ヘッセン州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》

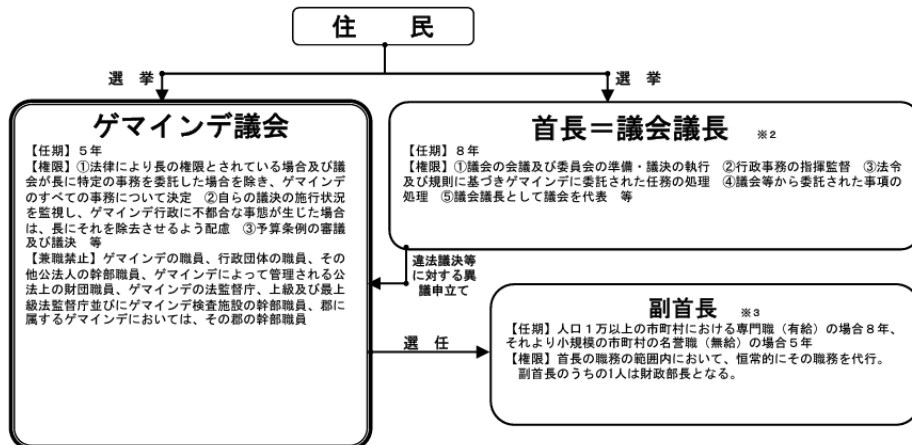


（参事会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とブレーマーハーフェン市（ブレーメン都市圏）。

（バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例）

10



※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。

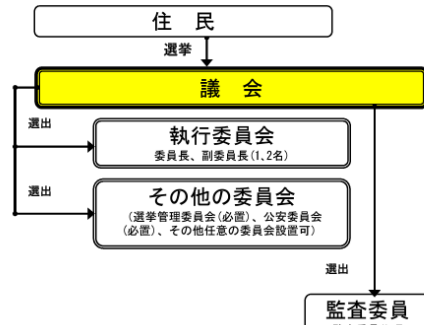
※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。

※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

議会の組織（スウェーデン）

広域自治体

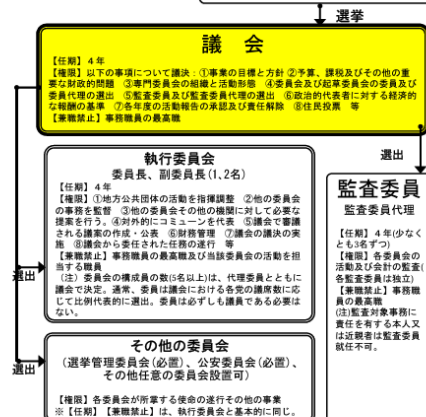
《ランスティング》



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに代わっている。

基礎自治体

《コミュニティ》



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに代わっている。

（出典：総務省）

(3) 広域自治体議会の権限について

① 主な議決事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	主な議決事項	年間議決件数

(日本の例)

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
東京都	条例を設け又は改廃すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。	条例 114 予算 49 決算 2
熊本県		条例 48 予算 54 決算 21
鳥取県		条例 36 予算 51 決算 4

※年間議決件数は令和3年の数値を記載

② 政策立案の権限に関する事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	政策立案の権限

(日本の例)

- ・ 国会又は政府など関係行政庁への意見書の提出
- ・ 議案（条例等）の提出
- ・ 議案（予算・条例等）に対する修正案の提出

(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて

住民が議会審議に参加する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	

(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて

住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	

(6) 議会活動に関する広報について

議会の活動を住民に周知する取組として、どのようなものがあるか御回答下さい。

自治体名	取組内容
	<p>選挙時に設立される「選挙小屋」。</p> <p>（『選挙時のみに設立される各政党のPRのための小屋ではなく、選挙自体を広報するより恒常的な「小屋」が必要なのではないかと考えられている。』→日常的な広報の取り組みはほとんどないものと推測される）</p> <p>【自律社会としてのスウェーデン（22）】民主主義を進めるためには https://www.hrnet.co.jp/research/05-1087.html</p>

(7) 議員に対する給付について

①議員報酬について

議員報酬の支給の有無と、支給している場合は支給額を御回答下さい。

自治体名	報酬の有無	報酬有の場合はその額（年額又は月額）			
		議長	副議長	議員	その他※

※議長、副議長以外の役職が有る者について、議員等と報酬額が異なる場合は、役職名

と報酬額を御回答下さい。

スウェーデンの地方議会議員は、報酬はほとんどない。

- ・スウェーデンの GDP は北欧 5 か国の中で最高ですが、国会議員の報酬は北欧中最低。地方議会の議員に至ってはほとんど報酬はありません。

スウェーデン大使館の Facebook 投稿より

<https://www.facebook.com/EmbassyofSwedenTokyo/posts/2666142133436291/>

・そのかわり議員報酬というものはなく、日当と交通費が支給されるだけです。スウェーデンで地方議員は、あくまで地域住民の一員にすぎないと考えるボランティア的なアマチュアリズムが徹底しているように思われます。

スウェーデンの選挙制度について

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jalps/56/1/56_157/_pdf

※スウェーデン国会議員についてはインターネット上に情報あり。

2015 年に参議院が実施した調査によると、

- ・議員報酬：696,000SEK/年（約 1,044 万円/年）
- ・役職加算 議長 1,872,000SEK/年（総理大臣と同等）
- ・副議長 議員報酬 + 30%
- ・常任委員会委員長 議員報酬 + 20%
- ・常任委員会副委員長 議員報酬 + 15%

スウェーデン王国、ノルウェー王国、英国における議員宿舎等の実情

https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20150202117.pdf

- ・2019 年時点の情報によると、スウェーデン議会議員報酬は約 952 万円（日本は約 3,014 万円）

議員報酬の国際比較

<https://honkawa2.sakura.ne.jp/5216d.html>

②その他の給付について

議員報酬以外の議員への給付を御回答下さい。

自治体名	議員報酬以外の議員への給付

(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について

議会（の年間開催日数と、どのような時期（何月に何日程度か）・時間帯（日中か夜間か））に開催されているのか御回答下さい。

自治体名	年間開催日数	開催時期	開催時間帯

4. 選挙制度について

(1) 選挙権と被選挙権

日本の例を参考に、選挙権と被選挙権を持つための条件をそれぞれ御回答下さい。
(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	選挙権	選挙日当日、選挙人がスウェーデン国籍を有し、且つ18歳になっていることが必要
	被選挙権	選挙権と同様
地方議会議員選挙	選挙権	<p>1 選挙日までに18歳になっていることが必要</p> <p>2 以下いずれかの条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ連合に加盟している国の国民、およびノルウェー、アイスランド国民の場合、選挙に参加しようとする県またはコミューン内に住民登録をしていることが必要 ・それ以外の外国人の場合、その県またはコミューン内に3年以上居住し、且つ住民登録を行っていることが必要
	被選挙権	<p>選挙権と同様。ただし事務部門の長としてコミューンまたは県に雇用されている者は、被選挙権を有しない。委員会の担当分野に属する行政の長は、その委員会の委員または代理委員に選出されることはできない。コミューンまたは県に対して会計報告義務のある者は、その会計報告義務にかかわる事業を検査する監査役または監査役代理としての被選挙権を有しない。同様のことが会計報告義務のある者の配偶者、同棲者、両親、子供、もしくは兄弟姉妹またはその他密接な関係がある者に適用される。</p>

(日本の例)

国政選挙	選挙権	日本国民であること、満 18 歳以上であること
	被選挙権	日本国民であること、満 25 歳以上であること
地方議会議員選挙	選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること 引き続き 3 ヶ月以上当該都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること、引き続き 3 ヶ月以上当該市町村に住所のある者
	被選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該都道府県議会議員選挙の選挙権をもっていること (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該市町村議会議員選挙の選挙権をもっていること

選挙人資格と被選挙人資格

https://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/researchcluster/hishiki/hishiki_db/thj0090/valsem1c.html

1991 年スウェーデン地方自治法

<http://www.study-sweden.com/custom.html>

(2) 有権者登録について

有権者登録が選挙権（投票権）を得るための条件となっている場合は、必要な手続の内容と、有権者登録が完了するまでの所要期間を御回答下さい。

(1)より、有権者登録はない。

(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙について、選

挙期日を全国的に統一して実施している場合は、その時期と、その期日に選挙を実施している団体の割合（統一率）を御回答下さい。

	統一選地方選挙の時期	統一率
広域自治体議会議員選挙	9月の第2または第3日曜日	100%
基礎自治体議会議員選挙	9月の第2または第3日曜日 (国会・コミューン議会・県議会ともに同時に選挙実施)	100%

(日本の例)

	統一選地方選挙の時期	統一率
都道府県議会議員	4月上・中旬	87%(41/47)
政令指定都市議会議員	4月下旬	85%(17/20)
区議会議員		91%(21/23)
市議会議員		38%(294/772)
町村議会議員		40%(746/1,788)

スウェーデンの選挙制度

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/ii_sweden/03.pdf

海外の選挙 ～スウェーデン～

<https://contest.japias.jp/tqj26/260081C/sweden.html>

(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙に係る選挙制度を御回答下さい。

①広域自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	(非拘束名簿式) 比例代表制
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数代表を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	各地方公共団体が条例で定めた議員総定数を各選挙区の人口に比例して配分する方式としており、選挙区ごとに定数が決められている
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

スウェーデンの選挙制度

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/ii_sweden/03.pdf

②基礎自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	(非拘束名簿式) 比例代表制
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	当該団体の区域を一の選挙区とする大選挙区が基本となっているが、政令市にあっては行政区を単位とする選挙区制を採用
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

スウェーデンの選挙制度

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/ii_sweden/03.pdf

(5) 供託金について

日本の例を参考に、地方議会議員選挙に立候補する場合における供託金制度がある場合は、その内容を御回答下さい。

スウェーデンに供託金制度はない。

(日本の例)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の議会 ※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

(出典：総務省)

スウェーデンの選挙制度にみる「平等」のあり方

<https://www.magazine9.jp/kanashige/130710/>

(6) 選挙管理委員会の独立性について

日本では、選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、知事などの首長から独立した機関として設置され、同法第 186 条の規定に基づき、選挙に関する事務を管理しています。

また、選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙人名簿の調製を行うとともに、関係機関と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

そこで、貴国における中央・地方選挙管理委員会について、政府（国）や地方自治体とどのような関係性にあるのか（政府や地方自治体から独立した機関なのか）、御回答下さい。

2010 年にスウェーデンが政府組織から切り離して選挙管理委員会を設立しており、分権的かつ透明性が高いといえる。

選挙管理機関の多様性

https://www.yuhikaku.co.jp/static_files/T14901.pdf

○集計方法の透明性

総選挙は、Valmyndigheten スウェーデン中央選挙管理庁（Swedish Election Authority）が、Länstyrelse 県（ランスティング、現在はレギオン）当局とコミュニケーションで構成されている選挙管理機関とともに実施する。投票の受付と集計は、全国各地で行われ、訓練を受けた職員が全ての票（紙の投票用紙）を受け取り、集計す

る。開票は、コミューンと県当局の2つの異なる機関によって2回行われる。最初にコミューンが開票し集計し、それから県当局が開票し集計する。

投票は受付から集計まで公開され、希望者は誰でもその様子を見学することができる。投票用紙は全て、次の選挙が実施されるまで保存される。このシステムによって、選挙結果を操作したり影響を与えることが難しくなっている。

Valmyndigheten 選挙制度の基礎

<https://www.val.se/val-och-folkomrostningar/det-svenska-valsystemet/valsystemets-grunder.html>

5. 立候補者に対する関心の向上に関する事項

(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備

①女性議員の比率について

国会議員及び地方議会議員に占める女性の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国会議員	46.7% (2023年12月時点)	
	IPU Parline https://data.ipu.org/women-ranking?month=2&year=2024	
地方議会議員	広域自治体議会議員	
	基礎自治体議会議員	

②女性議員の増加(確保)を目的とした措置・取組について

女性議員の増加(確保)を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

<p>スウェーデンの政党はクォータ制を採用している。スウェーデンの選挙は比例代表制で、各党が候補者名簿を作成するが、そこで男女を交互に配置することで、当選者に占める男女の割合がほぼ同数になるようにしている。ただし、この制度は国が法律で定めたものではない。しかしながら、スウェーデンでは多くの政党が「わが党は男女平等である」ということをアピールするために、自主的に採用している。</p> <p>一般社団法人スウェーデン社会研究所 https://jissnet.com/archives/4039</p>

③平均年齢と10代~30代の議員の割合について

国会議員及び地方議会議員の平均年齢と若者議員(10代~30代)の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	平均年齢	46.7歳
	10代の議員の割合	0%
	20代の議員の割合	6.59% (23人/349人)
	30代の議員の割合	22.35% (78人/349人)
地方議会議員選挙	平均年齢	
	10代の議員の割合	

	20代の議員の割合	
	30代の議員の割合	

IPU Parline

https://data.ipu.org/parliament/se?chamber_id=13532

④若者議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

若者議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

ユース党の存在

ユース党とは政党の中にある若者だけの党のことである。例えば、スウェーデンの社会民主労働党には社会民主労働党ユース党(SSU)が存在する。参加するにあたっての年齢制限などは各党によって異なるが、SSUでは13歳から35歳までが参加できる。党員は1万8000人に上る。スウェーデンのユース党では、自分たちで党員を増やし、独自で政策について提言をまとめる。また、ユース党に所属している市長などもあるようで、若者の意見を反映しやすい仕組みになっている。

海外の選挙 ～スウェーデン～

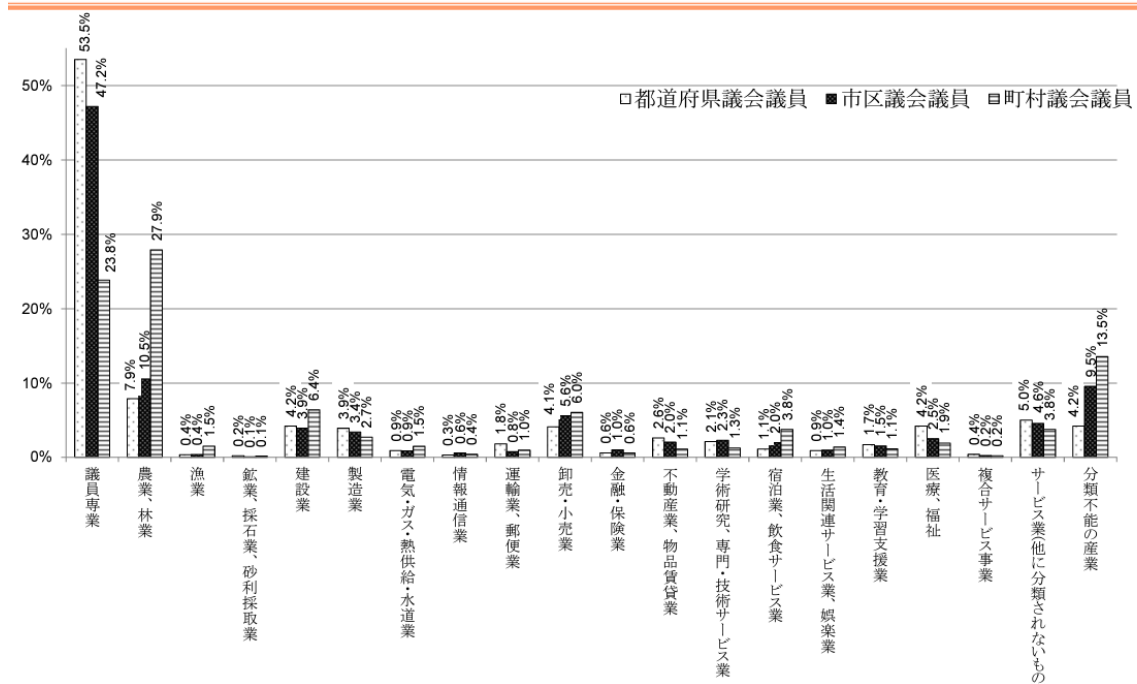
<https://contest.japias.jp/tqj26/260081C/sweden.html>

⑤地方議会議員の職業について

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。

(日本の例)

地方議会議員の概況①（職業別）



注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和3年7月1日現在）
全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在）
全国町村議会議長会「第67回町村議会実態調査の概要」（令和3年7月1日現在）

⑥地方議会議員の兼職・兼業の禁止について

日本の例を参考に、地方議会議員の兼職・兼業禁止が法令上規定されている場合は、その内容を御回答下さい。

(日本の例)

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

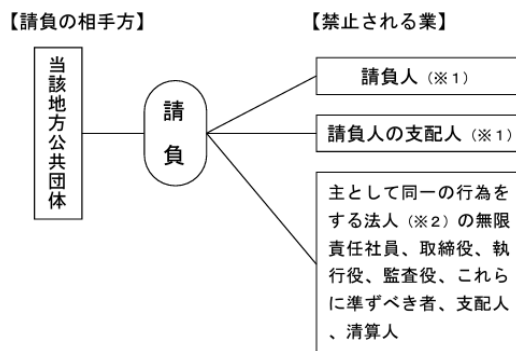
○ 兼職の禁止 (法 § 92等)

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事(公平)委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 173Iによる同法 § 140の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VI	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

○ 兼業の禁止 (法 § 92の2)

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている(法 § 127①)。



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額(300万円)を超えない者を除く。

※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

(出典：総務省)

⑦女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組

女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組が行われているか御回答下さい。

⑧子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫について

日本の例を参考に、子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫の内容を御回答下さい。

自治体名	取組

(日本の例)

・議事堂内に議員用の保育スペースを整備している

- ・育児を理由とした議員の欠席を認めている

(2) 立候補者の政策等を知る方法について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員の選挙に関し、有権者が立候補者の政策等を知る方法として主にどのようなものがあるか御回答下さい。

(日本の例)

- ・街頭演説を聴く（演説の時間や場所は候補者のホームページなどに掲載される）。
- ・インターネットを利用して各候補者のホームページやSNSを見る。
- ・選挙管理委員会が発行する選挙公報紙を読む。
- ・テレビやラジオで行われる政見放送を観る。

6. 投票環境について

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 投票所の設置数と主な設置場所について

スウェーデンには290のコミューンがあり、各コミューンは選挙区に分けられている。選挙区とは地理的な区域のことで、通常1,000人から2,000人の有権者で構成されており、スウェーデンには約6,000の選挙区がある。

Länstyrelse 県（ランスティング、現在はレギオン）当局は、コミューン議会の提案に基づいて選挙区への分割を決定する。このような決定は、選挙年の前年の12月1日までに行われなければならない。

選挙区ごとに有権者名簿が作成される。名簿には、その選挙区で選挙権を有する者のみが記載される。また、各選挙区に投票所がある。

投票所として使用する施設を決定するのは、コミューンの選挙管理委員会である。投票所で投票できるのは、その選挙区に属する有権者のみとされている。

Valmyndigheten 選挙区について

<https://www.val.se/val-och-folkomrostningar/det-svenska-valsystemet/valkretsar.html>

自治体名	投票所 設置数	投票時間	主な設置場所※
人口が最も多い自治体 Stockholm ストックホルム（人口 978,800人）	592	08:00- 21:00	<p>ストックホルム市の選挙管理委員会の事務局からの提案で、2022年は選挙棟数が150棟であった。</p> <p>設置場所の内訳は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校：130 ・私立学校：2 ・市立就学前学校：6 ・国会議事堂：2 ・ストックホルム市以外の自治体が運営している学校：1 ・体育館：1 ・ボランティア団体を含むその他施設：8

			https://start.stockholm/globalassets/start/om-stockholms-stad/utredningar-statistik-och-fakta/utredningar-och-rapporter/valrapport-2022.pdf https://edokmeetings.stockholm.se/welcome-sv/namnder-styrelser/valnamnden/mote-2022-03-23/protocol/vallokaler-vid-de-allmanna-valen-2022pdf-82378?downloadMode=open
人口が最も小さい自治体 Bjurholm ビューホルム（人口2,372人）	1	08:00-21:00	ビューホルム市役所の職員室 https://www.bjurholm.se/kommun-och-politik/val-till-europaparlamentet/nar-och-var-kan-jag-rosta-i-eu-valet
人口が平均程度の自治体 Jönköping ヨンショッピング（人口70,675人）	75	08:00-21:00	主に学校 https://valresultat.svt.se/2022/riksdagsval-0680-jonkoping.html

※具体的な施設名、店舗名を御回答下さい。

（２）投票所の設置要件について

立会人の人数など投票所を設置するために必要となる条件があれば、どのようなものがあるか御回答下さい。

投票作業員

選挙当日の投票所には、4～5人の投票係、委員長、副委員長が配置される。委員長と副委員長は、日中の作業を監督する。この仕事では、正確さ、親切でフレンドリーなアプローチ、サービス精神が求められる。投票作業員として、正しく安全で確実な選挙実施に貢献しなければならない。

投票日の投票作業員

<https://goteborg.se/wps/portal/enhetssida/for-dig-som-ska-arbeta-i-valet/rostmottagare-valdagen>

投票所の設置場所

投票所は自治体が裁量権をもって自由に設置できるため、大学、図書館、ショッピングモールなど人が行き交いやすいあらゆる場所で投票ができるようになっている。

主権者教育だけではないスウェーデンの若者の投票率が異常に高い理由

https://www.google.co.uk/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwjPhbnZ3K2EAXVqR0EAHa1tCB4QFnoECCQQAQ&url=https%3A%2F%2Fresearchmap.jp%2Ftatsuheimorozumi%2Fmisc%2F23514388%2Fattach_file.pdf&usg=AOvVaw30pvea4XG0fINmk42kux5V&opi=89978449

投票方法の利便性

スウェーデンの選挙制度は利用しやすく、投票期間も長く、投票方法も数種類ある。選挙権を持つ人は、選挙前に投票カードが手元に届く。投票カードには、選挙権、投票場所、投票時間、投票方法に関する情報が記載されている。

スウェーデンでは投票期間が長い。18 日間、いつでもどこでも投票可能である。選挙当日に投票所で投票することもできるが、投票所に行けない場合は、宅配や巡回投票で投票することもできる。海外にいる場合は、郵送または大使館や領事館で投票することができる。

投票所は、価値観の中立的な場所で、外部からの影響を受けずに自分の選択を行うことができる場所でなければならない。投票の秘密を守るため、投票用紙はスクリーンの向こう側で、一人で受け取る。その後、投票用スクリーンの向こうで内密に投票する。投票係員が投票者の質問に答え、支援が必要な場合は助け、選挙人名簿と照合し、投票者の投票を受理する。

Valmyndigheten 選挙制度の基礎

<https://www.val.se/val-och-folkomrostningar/det-svenska-valsystemet/valsystemets-grunder.html>

(3) 期日前投票について

期日前投票の実施の有無と、有りの場合は制度概要を御回答下さい。

自治体名	期日前投票 実施の有無	有の場合	
		投票期間	投票時間
全般	あり	選挙日の 18 日前から	不明

スウェーデンで選挙投票する方法

<https://tatsumarutimes.com/archives/21551>

(4) 二重投票対策・本人確認の方法について

1人の有権者が異なる投票所で複数票を投じる、いわゆる「二重投票」対策や、投票所における本人確認がどのように行われているか、御回答下さい。

二重投票対策	本人確認を行うことで対策を行っている。
本人確認の方法	<p>本人確認の方法は、下記のいずれからの身分証明書を確認する方法である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデンのパスポート ・運転免許証などの公的身分証明書 <p>身分証明書を持ってない場合は、施設内にいる他の人が証明することができ る。保証人は身分証明書を提示できなければならない。</p> <p>投票における実際の流れ</p> <p>まずは投票用紙を一人で選ぶことから始める。空いているスクリーンの後ろに一人で入る。</p> <p>投票用紙は室内のスクリーンで区切られた場所に置かれている。比例代表制なので党の候補者の名前が並んでいる投票用紙を選ぶ。候補者の中で特に誰かに投票したい場合は、投票用紙の候補者にチェックをいれる。欲しい投票用紙が見つからない場合は、白紙の投票用紙を持っていくか、投票所で問い合わせる。白紙の投票用紙を取った場合は、政党名を書く。政党名と投票したい候補者名の両方を書いて直接投票することもできる。</p>

	<p>投票用紙を封筒に入れ、封筒のフラップを折るか、封筒を貼る。投票所に行き、投票用紙を封筒に入れて渡す。</p> <p>投票所の係員に身分証明書を見せる。</p> <p>投票所では、次のいずれかの方法で身分証明しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスポートまたは運転免許証などの公的身分証明書を提示する ・投票所の係員にすでに知られている ・18歳以上の他人に身元を証明してもらう。証明する人は、身分証明書を提示しなければならない。 <p>選挙管理人が投票者の名前を選挙人名簿に記入し、封筒を投票箱に入れて、投票は完了。</p> <p>Valmyndigheten 投票日当日の投票 https://www.val.se/att-rosta/var-rostar-jag/rosta-pa-valdagen.html</p>
--	---

(5) 郵便投票について

郵便投票により投票するための要件と、直近の直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率を御回答下さい。

<p>郵便投票を利用するための要件</p>	<p>郵便投票ができるのは、海外に住んでいるスウェーデンの有権者が海外から投票する場合のみである。海外に住んでいる人は、期日前投票を現地の大使館ですることも可能。</p> <p>郵便投票に必要なものは、郵便投票のための特別な資料と、18歳以上の証人2人である。証人はスウェーデン国民である必要はない。</p> <p>郵便投票を正しく準備し、本人と証人が全ての情報を記入することが重要である。</p> <p>○郵便投票資料の注文 多くのスウェーデン大使館・領事館で郵便</p>
-----------------------	--

投票用の資料を用意している。

○プライバシーに配慮した投票

投票用紙に投票したい政党名を記入する。政党名と投票したい候補者名の両方を書いて直接投票することも可能。

投票用紙を投票用封筒に入れ、フラップを折るか糊付けして閉じる。

立会人の前で、その封筒を「郵便投票用外封筒」と呼ばれる封筒に入れる。

外封筒の表に本人の個人情報を丁寧に記入する。証人は、外封筒の裏面に自分の詳細を記入する。外封筒の全ての欄に記入することが重要である。

外封筒を「郵便投票用封筒」と呼ばれる封筒に入れる。

投票カードを持っている場合は、封筒の窓から市区町村の選挙管理委員会の住所が見えるように投票カードを入れる。投票カードがない場合は、郵便投票用封筒の窓から外封筒の選挙管理委員会の住所が見えるようにする。

上記の手順が全て済んでいることを確認する。全ての情報が外封筒に記載され、閉じられていることを再確認する。

返信用封筒を糊付けし、切手を貼り、封筒を速やかに郵送する。郵便投票は開票に間に合わなければならない。

	<p>Valmyndigheten 海外からの投票</p> <p>https://www.val.se/att-rosta/var-rostar-jag/rosta-fran-utlandet.html</p>
<p>直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率</p>	<p>郵便投票の利用率に関する情報は見当たらなかった。郵便投票の利用者数については以下のとおり。</p> <p>2018年の統計より、スウェーデンの有権者数は、7,495,976人で、海外在住のスウェーデン人の投票者数は、大使館で投票した人が46,521人、郵便投票した人が32,579人であった。</p> <p>Swedes Worldwide</p> <p>https://www.sviv.se/blog/2018/11/hur-manga-utlandssvenskar-rostade-egentligen/</p>

(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について

高齢者や移動困難者の投票機会を確保するため、どのようなことに取り組まれているか御回答下さい。

宅配投票と巡回投票の二つの方法がある。

選挙管理委員会では、高齢者が選挙に行く際の同行を手配することができる。有権者が投票所に行けない場合は、宅配便で投票することもでき、さらに、自宅付近まで投票所が出張にくる巡回投票を予約することも可能である。

○宅配投票の方法

まず、選挙管理局のウェブサイトか電話で、専用の資料を注文する必要がある。県（ランスティング、現在はレギオン）当局やコミューンで受け取ることもできる。また、立会人と使用者が必要である。どちらも投票に出席しなければならない。立会人と使用者は、投票用紙を用意し、封筒に入れたのが投票者本人であることを証明する。その後、宅配便業者が投票用紙を投票所まで運ぶ。投票所は、期日前投票所か、選挙当日の通常の投票所となる。

○宅配投票の対象者

年齢、病気、障害などの理由で投票所に行くことができない者

○使者および立会人になれる者の条件

18歳以上であれば誰でも立会人になることができる。使者は、その人を普段から助けている人でなければならない。例えば、高齢者福祉施設の職員や親戚などが該当する。

○宅配投票できる期間

期日前投票が始まる日から選挙当日まで。選挙当日に行う場合、使者は、全ての自治体にある期日前投票センターか、投票所で投票用紙を提出することができるが、その場合は有権者が所属する投票所で行わなければならない。

○巡回投票について

2人の投票係が有権者のところに巡回し、投票を受け付けること。この投票方法は、高齢者福祉施設では一般的である。基準は宅配投票と同様で、有権者が年齢、病気、障害などの理由で投票所に行くことができない場合である。投票用紙を受け取る人は守秘義務が課せられている。

Aldreomsorg 投票を手伝うことはできるか

<https://www.tidningenaldreomsorg.se/4-2022/far-man-hjalpa-nagon-att-rosta>

(7) 投票者に対するインセンティブの付与について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。



7. インターネット投票について

(1) インターネット投票の導入の有無について

インターネット投票の導入の有無について御回答下さい。

有り	無し
	○

(2) インターネット投票を導入している場合【エストニア用】

以下について御回答下さい。

対象となっている選挙								
年齢別利用率	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上
利用可能期間	期日前投票				投票日			
投票の秘密性の確保や不正防止のため講じているセキュリティ対策								
インターネット投票運用上の課題								

(3) インターネット投票を導入していない場合

検討状況について御回答下さい。

スウェーデンの選挙制度は、透明性、すなわち選挙が正しく実施され、その結果が正しいことを誰もが確認できることを基本としている。さらに、この制度の基本的な前提条件は、有権者が自分の投票を秘密にする権利を有することである。

選挙法によれば、有権者は投票所で投票用紙を投票用封筒に入れ、封筒を投票係に渡すという方法で投票しなければならないとある。一定の条件下では、有権者は代わりに使者や巡回投票のスタッフに封筒を手渡すことができる。投票の秘密を守るた

め、有権者は他人に見られることなく投票用紙を受け取り、封筒を準備しなければならない。

投票がデジタルで行われるためには、透明性があり、有権者が選挙の秘密を守ることができる解決策がなければならず、選挙法を改正しなければならないのが現状で、インターネット投票は導入されていない。

Valmyndigsten なぜオンライン投票が導入されないのか

<https://fragor.val.se/org/valmyndigheten/d/varfor-kan-jag-inte-rosta-digitalt-over-natet/>

8. 義務投票制について

(1) 義務投票制の採用の有無について

義務投票制の採用の有無について、該当欄に○を御記入下さい。

有り	無し
	○

文部科学省 主な投票義務制採用国

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kyoiku02-000013239_2.pdf

世界の選挙制度

<https://steam-japan.com/education/7050/>

※以降は、義務投票制を採用している場合のみ御回答下さい。

(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について

義務投票制を採用した時期や根拠法、義務投票制の採用に至った経緯について、該当欄に○を御記入下さい。

採用時期	
根拠法	

採用までの経緯	
---------	--

(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について

罰則の内容及び投票義務が免除される要件を御回答下さい。

罰則の内容	
義務が免除される要件	